

**令和3年度**

**第16期第9回海区漁業調整委員会  
議事録**

**令和3年12月7日  
三重海区漁業調整委員会**

日時 令和3年12月7日(火) 午前10時から10時48分まで

場所 三重県勤労者福祉会館6階 研修室

#### 議題

- 1 議案1 三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量の設定について
- 2 議案2 くろまぐろ養殖業に関する委員会指示について
- 3 報告事項1 漁業法第90条に基づく資源管理の状況等の報告(区画漁業)について
- 4 その他 (1) 海面における漁業権免許の一斉切替えに係るヒアリング(真珠、真珠母貝以外)について  
(2) 全国海区漁業調整委員会連合会会長・副会長会議の開催について  
(3) 次回の委員会日程について

#### 出席委員

浅井利一 矢田和夫 掛橋 武 小川和久 藤原隆仁  
永富洋一 田邊善郎 濱中一茂 秋山敏男 古丸 明  
木村妙子 千田良仁 大倉良繁 木村那津子  
斜体字: Web出席

#### 欠席委員

濱田浩孝

#### 事務局

事務局長 林 茂幸  
主幹 増田 健  
主査 藤原由紀

#### 行政

(三重県農林水産部水産資源管理課)  
(資源管理班)  
課長補佐兼班長 勝田孝司  
技師 岡野健次  
(漁業調整班)  
副参事兼班長 南 勝人  
主幹兼係長 藤島弘幸

#### 傍聴者

なし

計 21 名

○浅井会長

それでは、ただいまから第9回三重海区漁業調整委員会を開催いたします。

本日は15名中、濱田委員が欠席でWebによる出席を含め出席委員が14名ですので、委員会は成立しております。

委員会運営規程第12条に基づき議事録署名者として田邊委員と千田委員にお願いします。

発言にあたっては、議長に発言を求めていただき、議長の指名を受けてからご発言いただくようお願いします。

それでは議案1「三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量の設定について」を審議します。

事務局から説明をお願いします。

○事務局（増田主幹）

資料1をご覧ください。

1-1ページにありますように、このことについて令和3年11月19日付け農林水第24-1052号で三重県知事から諮問書が提出されております。漁業法第16条第2項の規定に基づき、当委員会の意見が求められているものです。今回は令和4管理年度のさんま、まあじ、まいわし太平洋系群の知事管理漁獲可能量の変更についての諮問です。

内容については水産資源管理課から説明していただきます。

事務局からは以上です。

○浅井会長

それでは水産資源管理課から説明をお願いします。

○水産資源管理課（岡野技師）

1-3ページをご覧ください。三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量の設定に関して、4つのポイントを説明します。ポイント1、令和4年1月から開始される令和4管理年度のさんま、まあじ、まいわし太平洋系群の3魚種について、国から都道府県別漁獲可能量が示されたことに伴い、三重県の知事管理漁獲可能量の配分を行うものです。ポイント2、三重県では現在さんま、まあじ、まいわし、するめいか、くろまぐろ（小型魚、大型魚）、まさば及びごまさば太平洋系群の6魚種について知事管理漁獲可能量を設定しており、そのうち、くろまぐろ、まさば及びごまさば、まいわしについては、数量管理を行っています。また、その他の魚種については現行水準として管理しています。ポイント3、今回国から配分量が示されたさんま、まあじ、まいわし太平洋系群の3魚種のうち、数量管理をするのはまいわしのみで、その数量は52,000トンです。なお、国のまいわし漁獲可能量の設定及び配分については1-5ページから1-7ページに記載しています。さんま、まあじの2魚種は現行水準としています。ポイント4、まいわし知事管理漁獲可能量の配分量について、1-2ページをご覧ください。第3まいわし太平洋系群にあるとおり都道府県別漁獲可能量52,000トンのうち、三重県まいわし中型まき網漁業に31,000トン、三重県まいわし機船船びき網漁業に15,000トン配分します。また、当該資源は来遊予想が大

変難しいため、6,000 トンを県の留保枠として設定しています。これらの配分算定方法については1－4ページをご覧ください。従来どおり直近3か年の漁獲割合に基づき算定を行いました。今回は平成30年から令和2年までの漁獲実績を基に漁獲割合を算出したところ、中型まき網漁業66.12%、船びき網漁業32.60%の数値が算出されました。52,000トンから県留保分の6,000トンを引いた46,000トンを中型まき網漁業と船びき網漁業の漁獲割合に応じて配分したところ、中型まき網漁業30,946トン、機船船びき網漁業15,257トンとなりました。最終的にこれら数値の百の位を四捨五入して、中型まき網漁業31,000トン、機船船びき網漁業15,000トンの配分量としています。なお、これらの配分量につきましては各関係団体に説明済みです。

最後になりますが、1－2ページのとおり三重県さんま漁業の知事管理漁獲可能量は現行水準、三重県まあじ漁業は現行水準、三重県まいわし中型まき網漁業31,000トン、三重県まいわし機船船びき網漁業15,000トン、三重県まいわしその他漁業は現行水準で設定したいと思っています。

説明は以上です。ご審議よろしく申し上げます。

○浅井会長

ありがとうございました。

ただいまの説明について何かご意見ございませんか。

○委員

(意見なし)

○浅井会長

それでは、議案1については県原案どおりとしてよろしいですか。

○委員

(異議なし)

○浅井会長

全員異議がないようですので、議案1については県原案どおりとされたい旨答申することとします。

続きまして、議案2「くろまぐろ養殖業に関する委員会指示について」を審議します。

事務局から説明をお願いします。

○事務局（増田主幹）

資料2をご覧ください。

指示発動の経緯からご説明します。この指示はくろまぐろ養殖業を内容とする区画漁業で用いられる1年あたりの天然種苗の活込尾数の制限に関する事項について、平成26年1月から発動しているものです。熊野灘沿岸域の地図が表記されている資料をご覧ください。現在、三重海区の海域におけるくろまぐろ養殖業の区画漁業は、三重区第1501号から三重

区第 1505 号まで免許されていますが、この委員会指示の対象区画と対象外の区画があります。この件については、昨年の委員会でも委員からご質問をいただいております、同様に疑問に思われる委員の方もお見えになると思いますので説明させていただきます。2-1 ページをご覧ください。平成 24 年 10 月 26 日付け農林水産省指令 24 水管第 1698 号において、下線部ですが 2. 指示の内容 (1) で「平成 23 年に当該区画漁業で用いられた天然種苗の活込尾数よりも増加することのないよう」にとすることが求められました。本県では平成 26 年 1 月 1 日の漁業権の一斉切替え時から、魚類養殖の一部に含まれていくろまぐろ養殖について、免許の漁業種類及び名称が「くろまぐろ養殖業」と変更されています。当時この漁業権の切替えに先立ち、平成 25 年以降の養殖計画について各養殖業者に対し養殖施設の規模や活込尾数の変更などについて調査が行われた結果、施設規模又は活込尾数が変化する漁場について、天然種苗の活込尾数が計画どおりに行われていることについての担保として、この委員会指示により報告を義務づけることとされました。委員会指示による報告義務がない漁場は、施設規模や活込尾数が変わらないとされた区画です。なお、くろまぐろ養殖については平成 23 年から養殖実績の国への報告が義務付けられており、委員会指示の対象外の区画についても県に年 1 回の報告が行われています。今回は現在のくろまぐろ養殖について委員会指示を継続して発動するかどうかご審議をお願いするものです。11 月 25 日現在、今年 1 月以降委員会指示に基づき報告のあった天然種苗活込尾数は区画 1501、区画 1502-2、区画 1503 とともに全て 6 割未満です。2-2 ページと 2-3 ページをご覧ください。左のページが指示の改正案、右が現行の指示です。下線部が変更箇所、変わるののは告示番号、告示日、委員会会長名、指示の有効期間です。内容の変更はありません。指示の有効期間は令和 4 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日まで、告示番号は第 8 号です。告示年月日が公報掲載予定日で 12 月 21 日の予定です。なお、令和 6 年 1 月に予定されているくろまぐろの免許切替に向け、今後現地でのヒアリング等が行われる予定であり、次回免許の養殖計画においてくろまぐろの活込尾数の増加が予定されていない場合には、次回免許切替え時にこの指示の役割が終了することも想定されます。

説明は以上です。ご審議をお願いします。

○浅井会長

ありがとうございました。ただいまの説明について何かご意見ございませんか。

○委員

(意見なし)

○浅井会長

それでは、議案 2 については事務局原案どおり発動してよろしいですか。

○委員

(異議なし)

○浅井会長

全員異議がないようですので、議案2については事務局県原案どおり発動することとします。

続きまして、報告事項1「漁業法第90条に基づく資源管理の状況等の報告（区画漁業）について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（増田主幹）

資料3をご覧ください。

第7回委員会で定置漁業、第8回委員会で共同漁業における資源管理の状況等の報告がありました。今回は区画漁業における報告です。内容については水産資源管理課から説明させていただきます。

事務局からは以上です。

○浅井会長

それでは水産資源課から説明をお願いします。

○水産資源管理課（藤島主幹兼係長）

令和2年分の資源管理の状況等の報告は、今回の区画漁業権で最後になります。区画漁業権は非常に件数が多く、藻類養殖が384件あり、のり、わかめ、ひじき養殖業です。貝類養殖は122件あり、鳥羽磯部漁協の小浜地区から三重外湾漁協の古江地区までかきやひおうぎ等が養殖されています。藻類養殖も貝類養殖も全て報告をいただいています。魚類養殖は68件、また、くろまぐろはくろまぐろ養殖業として5件あります。藻類、貝類、魚類のくろまぐろ以外、及びくろまぐろ養殖業の一部は、漁業協同組合に免許されています。漁業法では団体漁業権と規定されており、組合管理の漁業権です。くろまぐろ養殖業は団体漁業権以外に経営者の個別漁業権があります。真珠母貝養殖は72件あり、真珠母貝は基本的には組合で管理していただいている団体漁業権ですが、一部地区では個別漁業権になっています。真珠養殖は167件で、元々経営者免許で個別漁業権です。これらも全て報告いただいています。

手元配布の資料をご覧ください。法第91条第1項第1号の判断基準については、改正漁業法の施行時に国からガイドラインが発出されており、県が提出を受けた際のチェック項目がありましたので、それに準じた形で「漁業関係法令を遵守している」、「免許についての適格性」を有している、「漁具の使用・設置状況や薬品の使用状況が適切である」、「漁場紛争が起きていない」、「養殖施設を放置するなどして他者の漁業生産活動を妨げていない」、「過密養殖や過剰給餌により漁場環境を悪化させる状況を過度に発生させていない」などの判断基準を設けています。基本的に行使規則等に基づき養殖されており、「○」と判断しています。

法第91条第1項第2号の判断基準については、「操業が可能な期間を相当程度利用している」、「養殖密度が周囲の漁場と同程度である」、「漁場のすべてを利用している」、「漁場を持続的に利用できるよう、生産量等の項目を含む事業計画書等に基づき自らの事業を評価し、計画的に漁業の生産活動を行っている」、とする判断基準を設けています。区画漁業では行使権者数、施設数、生産状況、生産量、生産額などの報告をいただいております大半の

漁業権で「○」と判断しています。行使状況は、漁業法が令和2年12月から施行されたので、令和2年12月の1カ月分の報告でも良いとしています。そのため12月だけの行使状況の場合、12月の生産額が無い場合があり、漁業権一斉切替えのためのヒアリングの際に詳細について確認をさせていただく予定です。藻類養殖では生産のない漁場について「のり養殖の生産時期がまだである」、「育苗漁場として利用している」、「他漁場と交代で使用している」、「高水温の影響で生育状況が悪く、行使を見合わせている」など理由を報告いただいています。貝類養殖は行使して生産されている漁場がほとんどですが、生育状況が悪く行使されていない漁場も見受けられます。魚類養殖も基本的には生産されていますが、行使権者の高齢化の話も聞かれ、今後のヒアリングにて確認していくこととなります。くろまぐろ養殖は適正に行使されています。真珠母貝養殖はヒアリングで詳細を確認していくこととなります。真珠養殖は区2001から区2167までが養成、区2701から2714までが避寒で設定されています。今後行使の意思のない方もみえるようですので、ヒアリング等で確認が必要となります。なお、真珠のヒアリングは、1月から3月までに予定する藻類、貝類、魚類などの区画とは別に4月以降に実施をする予定です。

説明は以上です。

○浅井会長

ありがとうございました。ただいまの説明について何かご意見ございませんか。

○掛橋委員

避寒いかだの区2714について、地区別の台数はわかりますか。

○水産資源管理課(藤島主幹兼係長)

避寒漁場に関して、制限台数はありません。

○掛橋委員

どこの地区からその地区にどれだけ避寒いかだが来ているのか知りたい。

○水産資源管理課(藤島主幹兼係長)

今、資料を持っていませんので、改めてご説明します。

○掛橋委員

はい。後日で結構です。

○秋山委員

かきや真珠貝のへい死が非常に大きな問題になっていましたが、今年度の状況はどうなんでしょうか。今もって大量に死んでいるのか、大体抑えられているのか。

○水産資源管理課(藤島主幹兼係長)

真珠や魚類養殖を担当している部署の話では、そこまで状況は悪くないと聞いています。

○秋山委員

へい死等が止まっているのですか。

○水産資源管理課(藤島主幹兼係長)

へい死がない訳ではないですが、昨年のような状況ではないと聞いています。

○藤原委員

正確な数字は持ってないんですけども、今の説明は真珠母貝の説明であったと思うんですが、今年の的矢地区のかきは、波はあると思うんですけども約8割から9割のへい死です。浦村もそれに近い数字です。桃取がまだ4割から5割程度かと思います。経営者によりますが、特に今年の特徴として潮通りの良い所のへい死率が多いという話しです。鳥羽磯部地区はこの時期かき漁業ですけども、昨年、一昨年よりも非常に悪い状況です。

○浅井会長

ありがとうございました。他にございませんか。

それでは、続きましてその他の事項1「海面における漁業権免許の一斉切替えに係るヒアリング(真珠、真珠母貝以外)について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局(増田主幹)

資料4の4-1ページをご覧ください。11月の当委員会で水産資源管理課から報告がありました漁業権免許の一斉切替えに係るヒアリングについて、実施日時が定まったことから、委員への出席依頼がありました。今後予定されている漁業権免許の一斉切替え時の審議の参考になると思われますので、三重県が実施する行使状況等の聴き取り調査への出席をお願いします。4-2ページをご覧ください。ヒアリングの日程です。委員の皆様は2回から3回参加していただくことを考えて、調査が行われる場所と日時、出席をお願いする委員案を作成しました。4-3ページは委員別に場所と日時をまとめたものです。ご都合の可否についてヒアリングの日時が近づきましたら、事務局までご連絡をお願いします。

○水産資源管理課(藤島主幹兼係長)

補足説明をさせていただきます。4-2ページで香良洲漁協と伊勢湾漁協の聴取日時が調整中と表記されていますが、香良洲漁協が2月22日(火)13時30分からになりました。伊勢湾漁協は聴取する地区数も多いため、3月1日(火)と3月4日(金)となり、両日とも13時からを予定しています。

もう1点、鳥羽磯部漁協の1月14日(金)の聴取会場を鳥羽磯部漁協本所から三ヶ所支所に変更させていただきます。

補足は以上です。

○事務局（増田主幹）

水産資源管理課の補足説明のとおり香良洲漁協の聴取日と白塚漁協の聴取日が2月22日の同一日になりました。そのため、当初香良洲漁協に立合を想定していました田邊委員と木村那津子委員におかれましては、伊勢湾漁協の3月4日での立会を願います。以上です。

○木村妙子委員

伊勢湾漁協は2日間聴取が予定されていますが、私は3月1日だけでいいのですか。

○事務局（増田主幹）

3月1日のみで結構です。

○木村妙子委員

聴取時間は13時から何時までですか。

○水産資源管理課（藤島主幹兼係長）

16時くらいまでです。

○木村妙子委員

わかりました。

○掛橋委員

立会の依頼はこの日程表のみですか。個人の委員あてに通知はあるのですか。

○事務局（林事務局長）

10年前の一斉切替え時には掛橋委員がおっしゃられた各委員あてに会長から依頼文が发出されていました。一方、5年前の切替え時には今回の日程案を委員会で示す方法でした。本来は委員の皆様へ立会をお願いするに際し、事前に皆様のご都合を伺ったうえで日程案をお示しすべきですが、皆様のご予定を全て調整するには困難が予想されました。このため、今回は皆様のご都合を伺わず、委員各位の居住地や所属漁協での聴取日の重複などを考慮した事務局案を作成し、委員会の席上などでご都合を伺いたいと思います。

○藤原委員

聴取日の日時はすでに決定しているということですか。

○水産資源管理課(藤島主幹兼係長)

はい。

○藤原委員

立合う地区は自身が所属する漁協にならないようにとの配慮やと思うんやけど、自分の場合ですと、立会が全部午後の依頼ですが、折角行くのに中途半端で帰る訳にもいかないし、この時間帯を見ると自宅が離島やもんで帰る船が無くなることから、聴取時間を午前中に繰り上げていただくことはできますか。また、立会予定日の2月1日は理事会があります。

○永富委員

私も2月1日は都合が悪い。

○事務局(林事務局長)

今のようなご相談をいただけたら、調整をさせていただきます。また、離島へお戻りいただく時間までは考慮できていませんでした。水産資源管理課に伺いたいのですが、ヒアリングの最初から最後までずっと委員に立合っていただく必要がありますか。都合によっては遅れて立合ったり、途中で退席をいただいてもよろしいですか。また、どうしても委員の立会がかなわない日時があってもよろしいか。

○水産資源管理課(藤島主幹兼係長)

聴取日時は、聴取漁協の都合もあり変更はできませんが、立会は委員の都合に合わせていただければ結構です。また、どなたも立合えない日時があっても結構です。

○藤原委員

わかりました。

○浅井会長

ありがとうございました。最後まで立合えない委員も出てくると思いますので、そこは配慮してください。

○事務局(林事務局長)

聴取予定日が近づきましたら、ご都合の確認をさせていただき、調整をさせていただきたいと思います。

○浅井会長

ありがとうございました。

それでは続きまして、その他の事項2「全国海区漁業調整委員会連合会会長・副会長会議の開催について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（増田主幹）

資料5の5-1ページをご覧ください。

令和3年10月29日付け3全漁調連第26号で、全国海区漁業調整委員会連合会会長・副会長会議の開催案内がありました。12月10日（金）に東京ベイ有明ワシントンホテルにて、13時30分から16時まで対面で行われる予定です。主な議題は「令和3年度各ブロック会議の協議状況等について」で、国への要望内容に関するものです。同連合会の副会長である浅井会長に出席していただく予定です。

事務局からは以上です。

○浅井会長

ありがとうございました。ただいまの説明についてご意見はありませんか。それでは特にないようですので次に進めます。

その他の事項3「次回の委員会日程について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（増田主幹）

次回委員会

1月11日（火）10時から 三重県勤労福祉会館2階 第2会議室

議題（案）

・とらふぐ産卵親漁の保護に関する委員会指示

○浅井会長

ありがとうございました。

これもちまして委員会を閉会させていただきます。